

調査・研究テーマ「特別市の法制化に向けた機運醸成について」関連資料

1 横浜市の取組について

(1) 市民向け説明会

地域活動に尽力いただいている市民の皆様を対象に、自治会の研修会等において、特別市の意義や必要性について分かりやすく伝える説明会を18区で順次開催します。

また、広く市民を対象としたシンポジウムや自治会町内会、市民グループなどの団体を対象とした出前説明会を開催します。

(2) 広報よこはまにおけるコラム掲載

広報よこはま市版において、令和5年7月号から毎月、特別市に関するコラムを掲載します。

【参考】広報よこはま7月号 特別市コラム

連載コラム 第1回
横浜特別市

横浜市は**特別市**を目指しています!

横浜市は他の政令市と共に、法律で「特別市」の制度をつくることを国に提案しています。

ウェブページ
Twitterユーザー名 @ykhm_daitoshi

なぜ、特別市を目指すの? -市民サービスの向上と地域経済の一層の活性化-

市と県との間で事務権限が分かれていることにより窓口が分散し、事務処理に時間がかかるなど、非効率な二重行政が発生しています。例えば、保育所は市、幼稚園は県が担当しており、子どもに関わる仕事が分断され、一体的な施策展開ができなくなっています。また、商店街振興や企業支援などは、市と県が市内で重複して実施しています。

このような分断や重複がなくなると、税金がより効率的に使われるようになり、市民の皆さまや地域の声を反映したサービスを提供できます。市内の仕事は、市民の皆さまにより身近な市が一括して担う。これが、横浜市が目指す「特別市」です。

来月号以降、「特別市」になることで、横浜の街や暮らしがどう変わるのか、身近な事例なども交えながら紹介していきます。

問合せ

政策局制度企画課 ☎671-2952 ☎663-6561

二重行政の一例

子どもに関わる仕事

横浜市 保育所
神奈川県 幼稚園
一体的な施策展開ができない

商店街振興・企業等への支援

横浜市
神奈川県
重複による非効率 効果が分散

(3) 国への横浜市独自要望

令和5年6月28日に、総務省 中川 貴元 総務大臣政務官に対し、特別市の早期実現について提案・要望を行いました。

主な提案・要望内容

- 1 指定都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるようにするための「特別市」法制化の早期実現
- 2 地方制度調査会における「特別市」など大都市制度改革議論の推進
- 3 総務省に大都市制度検討専任組織と新たな研究会の設置

2 指定都市市長会の取組について

令和5年7月3日、「指定都市市長会議」及び「多様な大都市制度実現プロジェクト会議」が開催されました。

(1) 指定都市市長会議

会議の中で「多様な大都市制度の早期実現に向けて」をテーマに、松本 剛明 総務大臣との意見交換が実施されました。

(2) 多様な大都市制度実現プロジェクト会議

特別市制度の実現に向けた機運醸成等の取組状況の報告や、特別市制度の深化に向けた議論が行われました。

<プロジェクト会議の主なポイント>

ア 取組状況報告

- ・各市の情報発信の取組予定等を共有
- ・9月から3月を重点取組期間として指定都市が一体となった情報発信を実施することを確認
- ・紙媒体の広報に加え、デジタルサイネージ用広報データの作成に着手しており、重点取組期間において各市で活用していくことを確認
- ・指定都市を応援する国会議員の会との連携など、国や国会議員に対する働きかけを実施していくことを確認

イ 特別市制度の深化に向けた調査・検討

- ・「特別市がもたらす具体的なメリットや圏域の発展、効果」というテーマで特別市実現による市民・近隣自治体等への具体的な効果事例、特別市実現による圏域の発展に及ぼす効果を確認

【参考】指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」について

実施期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
参加市長(13名)	川崎市(リーダー)、横浜市(サブリーダー)、名古屋市(サブリーダー)、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、静岡市、浜松市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市

※7月3日の会議では、アドバイザーとして次の2名の有識者が参加

- ・辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
- ・牧原 出 東京大学先端科学技術研究センター教授

3 添付資料

- (1) 国への横浜市独自要望文(「特別市」の早期実現)【資料1】
- (2) 指定都市市長会議での総務大臣との意見交換資料【資料2】
- (3) 「多様な大都市制度実現プロジェクト」取組状況報告(令和5年7月3日)【資料3】

「特別市」の早期実現

総務省

- 1 指定都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるようにするための「特別市」法制化の早期実現
- 2 地方制度調査会における「特別市」など大都市制度改革議論の推進
- 3 総務省に大都市制度検討専任組織と新たな研究会の設置

現状・課題

国

- 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから 65 年以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。
- 現行の第 33 次地方制度調査会では、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について調査審議が行われているが、「特別市」などの大都市制度改革に関する議論は進んでいない。

横浜市

- 令和 4 年 2 月に、「『特別自治市』の早期実現に関する決議」を横浜市会が可決。
- 令和 4 年 5 月に、「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」を開催し、「特別市」について協議。
- 令和 4 年 7 月に、横浜市・川崎市・相模原市共同で「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性 ～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表。
- 令和 4 年 11 月に、横浜市会が国への要望活動を実施し、「特別市の法制化に関する要望書」を総務省副大臣、衆参両院総務委員長等に提出。
- 令和 4 年 12 月に、従来の大綱を改訂し、特別市に対して示されている懸念・課題への横浜市の基本的見解を新たに明示した「横浜特別市大綱」を公表。

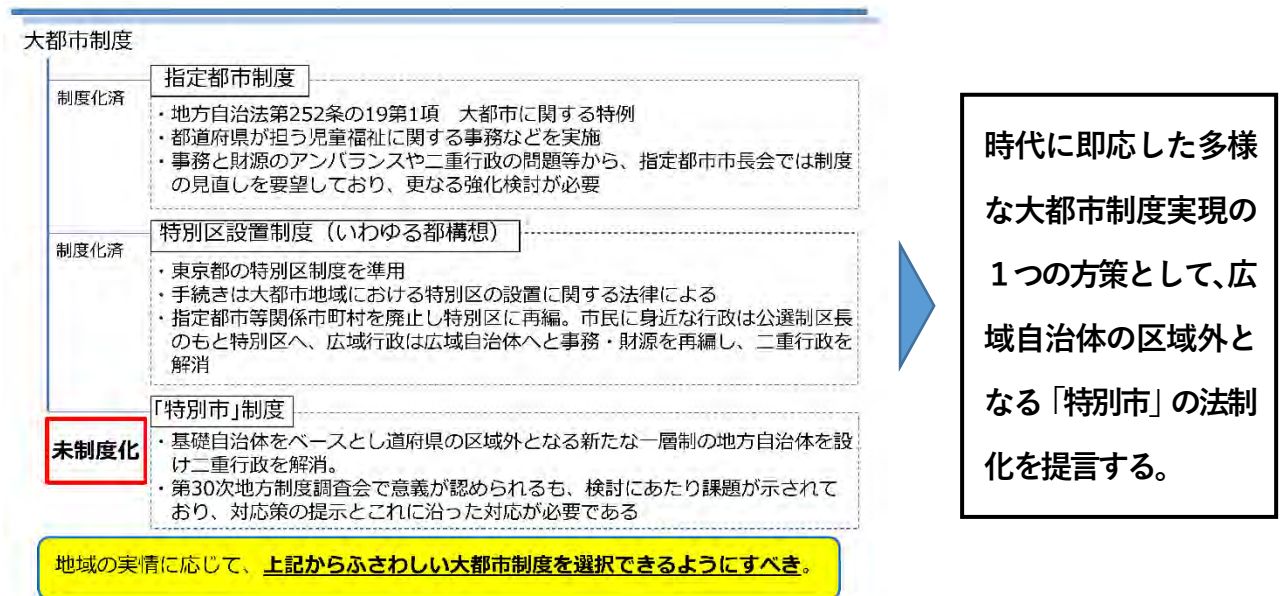
指定都市制度の抜本的な改革と特別市の早期実現が必要

- 地域によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なるため、従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、**地域の実情に応じた多様な地方自治制度が必要**。
- 我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、**日本全体の成長力を高め、経済を活性化し、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる「特別市」制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要**。
- 第 30 次地方制度調査会の答申では、「都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市に近づけることを目指すこととし、特別市を創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある」とされている。
- 第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市制度の見直しとして平成 28 年に制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議については、導入から 7 年が経過しており、現在までの運用状況の検証と課題を明らかにすることが必要。検証に当たっては、国（総務省）において、**大都市制度を専門的に検討する専任組織と新たな研究会の設置が必要**。

提案・要望内容

- 1 指定都市が地域の实情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として、「特別市」法制化の早期実現
- 2 「特別市」法制化の議論を進めるため、地方制度調査会における「特別市」など大都市制度改革議論の推進
- 3 第30次地方制度調査会答申を踏まえ地方自治法の改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議の運用状況の検証と、多様な大都市制度の検討を進めるため、総務省に大都市制度検討専任組織の設置（大都市制度企画官の設置）と新たな研究会の設置

参考1 現在の大都市制度の状況



出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

参考2 「特別市」制度の法的位置づけの整理

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の实情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。
税財源の調整	区域内における地方税は特別市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

総務大臣との意見交換

【テーマ】 多様な大都市制度の早期実現に向けて

令和 5 年 7 月 3 日

1 指定都市の状況

■指定都市の現状と課題

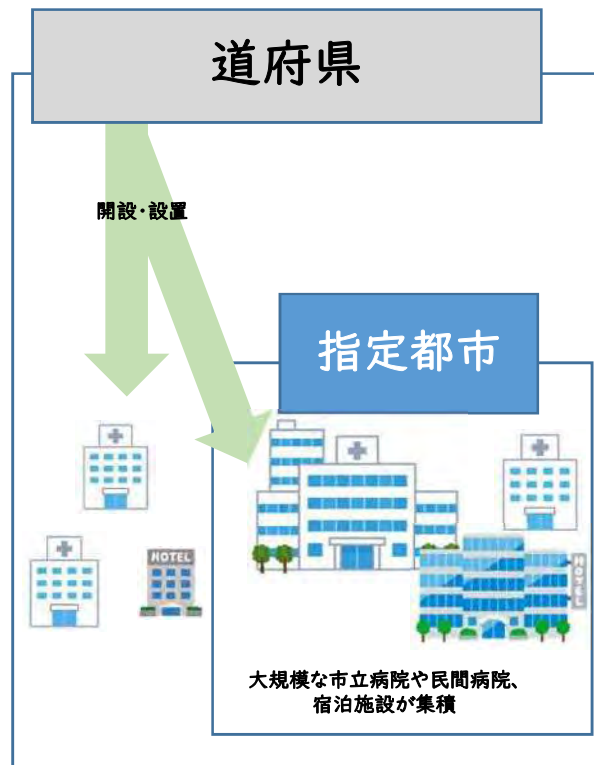
- 現行の地方自治制度のもと、指定都市制度の創設、市町村合併や基礎自治体への事務・権限の移譲、連携中枢都市圏構想の推進など、基礎自治体の権能を充実する施策が行われてきたが、広域自治体(道府県)と基礎自治体(市町村)という二層制の地方自治構造は変わっていない。
- 地方分権を推進するためには、基礎自治体を自立させるために不可欠な事務・権限の移譲とともに、極めて不十分となっている税財源の大幅な移譲が必要である。
- 指定都市は、国内人口・国内総生産の20%以上を占め、我が国の社会経済及び圏域の地域経済において、極めて重要な役割を果たしている。
- 指定都市は、人口減少・超高齢社会、デジタル化、グローバルな都市間競争、感染症対応など、複雑多様化する住民ニーズに大都市として対応する必要がある。
- 二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とする必要がある。

多種多様化する行政課題に迅速に対応するためには
大都市制度改革は待ったなしの課題

2 指定都市の状況

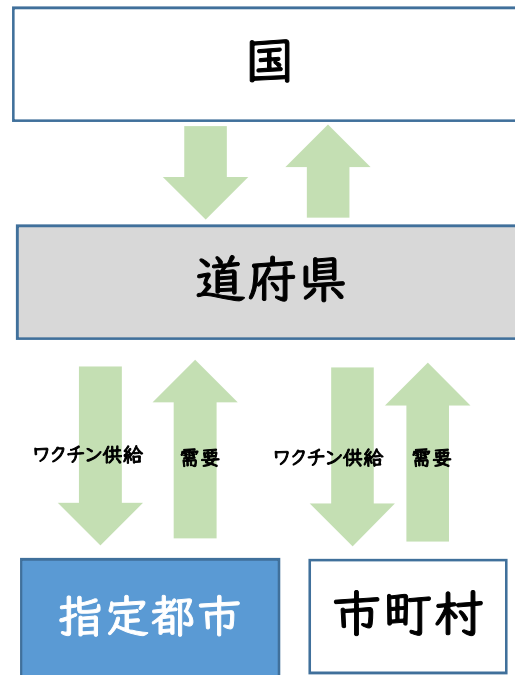
■ コロナ対応で顕在化した課題

【医療施設等の確保の遅れ】



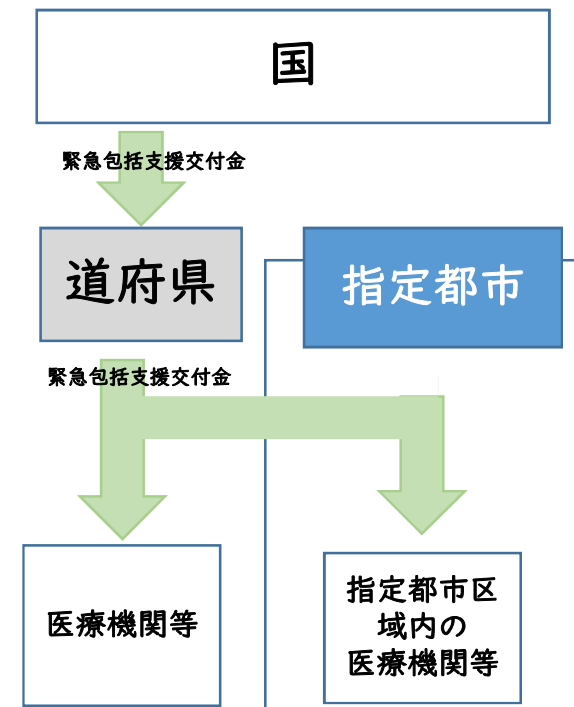
道府県との調整が必要で
迅速な施設の設置が困難

【ワクチン供給の停滞】



道府県を通して配分されるため時間
がかかる
国による正確な需要把握が困難

【医療機関への交付金の遅れ】



指定都市も含めて道府県を通じて交
付されるため、
配分までに時間がかかる

いずれも道府県との調整が必要で**迅速な対応が困難**

3 大都市制度の状況

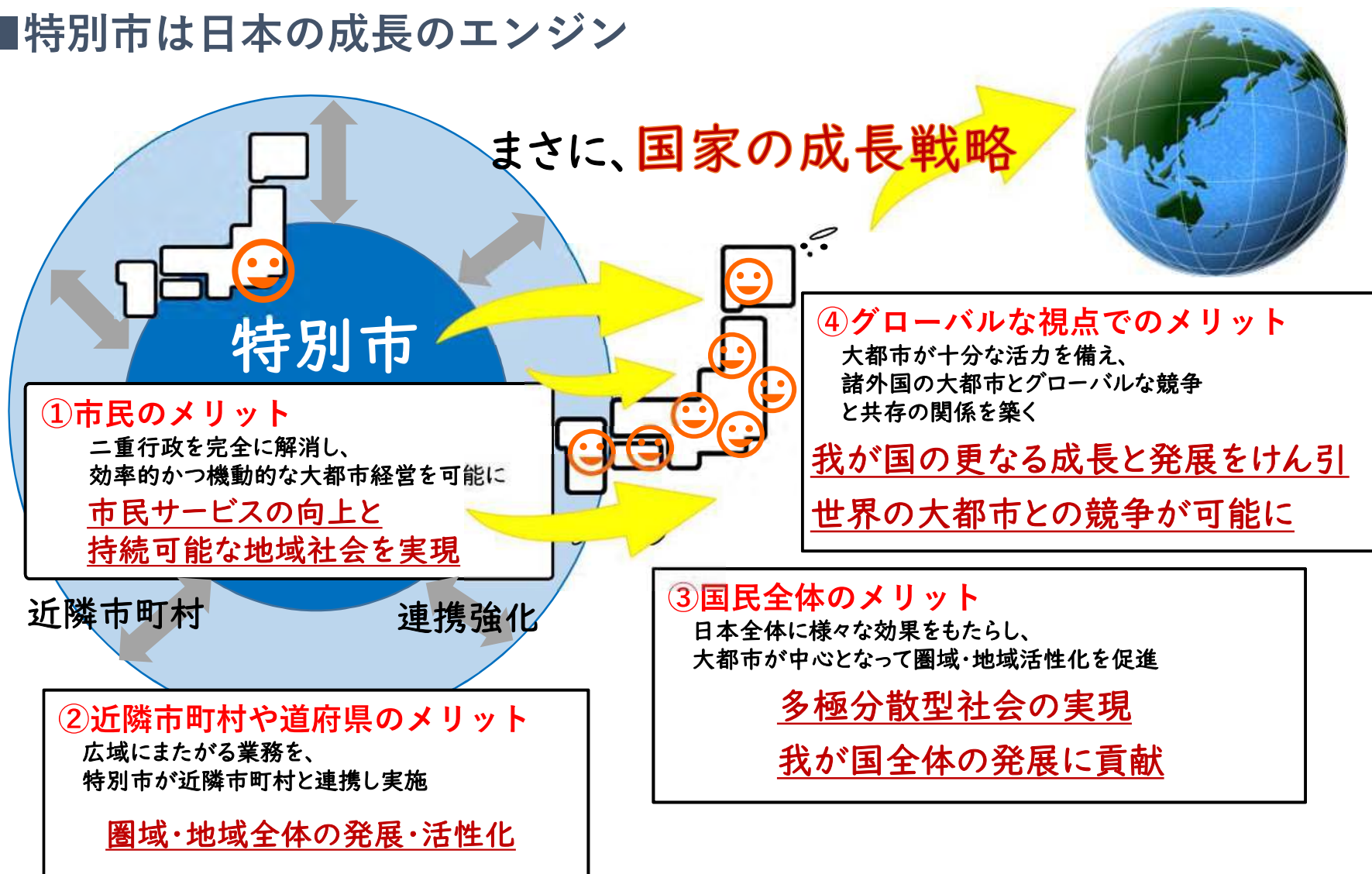
大都市制度

制度化済	指定都市制度 <ul style="list-style-type: none">・地方自治法第252条の19第1項 大都市に関する特例・都道府県が担う児童福祉に関する事務などを実施・事務と財源のアンバランスや二重行政の問題等から、指定都市市長会では制度の見直しを要望しており、更なる強化検討が必要
制度化済	特別区設置制度（いわゆる都構想） <ul style="list-style-type: none">・東京都の特別区制度を準用・手続きは大都市地域における特別区の設置に関する法律による・指定都市等関係市町村を廃止し特別区に再編。市民に身近な行政は公選制区長のもと特別区へ、広域行政は広域自治体へと事務・財源を再編し、二重行政を解消
<u>未制度化</u>	特別市制度 <ul style="list-style-type: none">・基礎自治体をベースとし道府県の区域外となる新たな一層制の地方自治体を設け二重行政を解消。・第30次地方制度調査会で意義が認められるも、検討にあたり課題が示されており、対応策の提示とこれに沿った対応が必要である

地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき

4 特別市は成長と発展のけん引役

■特別市は日本の成長のエンジン



5 指定都市市長会としてのこれまでの取組

■指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」

平成22(2010)年	5月	特別市制度の創設等について国や関係方面に継続して要望
令和2(2020)年	11月	「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置
令和3(2021)年	11月	特別市の必要性や効果、法制化案などの最終報告をとりまとめ
令和4(2022)年	4月	機運醸成に向けて、新たに「多様な大都市制度実現プロジェクト」設置
	12月	多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言活動の実施
令和5(2023)年	4月	「多様な大都市制度実現プロジェクト」を1年延長し、取組を強化

【プロジェクトリーダー】 福田 川崎市長

【サブリーダー】 山中 横浜市長 河村 名古屋市長

【参加市長】 郡 仙台市長 清水 さいたま市長 神谷 千葉市長 本村 相模原市長
難波 静岡市長 中野 浜松市長 久元 神戸市長 大森 岡山市長
松井 広島市長 大西 熊本市長



第4回プロジェクト会議 (R5.5.15)

6 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」

■特別市制度の実現に向けた令和5年度の具体的な取組の方向性

I 【機運醸成に向けた取組】

- 指定都市が一体となった広報の実施
- 国や国会議員に対する働きかけ

II 【意見表明の機会創出に向けた取組強化】

- 指定都市市長会の発言力強化と意見表明機会の更なる創出
- 経済界と連携した取組
- 情報発信の仕組みの構築

III 【制度の深化に向けた調査・検討】

- 学識者等を招いて制度の深化に向けた議論



指定都市市長会作成のポスター



指定都市市長会シンポジウムin川崎(令和5年2月開催)



岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージ

7 多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

■提言のポイント

令和4（2022）年12月5日実施

1 特別市は、第30次地方制度調査会の答申で検討の意義が認められており、令和3年11月に指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告を踏まえ、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市制度の法制化に向け議論の加速化を図ること。

2 同答申に基づく当面の対応として、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の实情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。



多様な大都市制度実現プロジェクト 取組状況報告

令和5年7月3日

令和5年度の具体的な取組の方向性

特別市制度の実現をはじめ、多様な大都市制度の早期実現に向けて次のとおり取り組む
(前回、第4回プロジェクト会議にて確認)

I 【機運醸成に向けた取組】

- 指定都市が一体となった広報の実施
- 国や国会議員に対する働きかけ

II 【意見表明の機会創出に向けた取組強化】

- 指定都市市長会の発言力強化と意見表明機会の更なる創出
- 経済界と連携した取組
- 情報発信の仕組みの構築

III 【制度の深化に向けた調査・検討】

- プロジェクト(市長級)で学識者等を招いて議論(7月)
作業部会で学識者等を招いた勉強会開催(都度開催)

1 指定都市が一体となった情報発信の重点取組期間

- ・9月～3月を重点取組期間とし、各市で重点的に取組を展開
- ・取組結果については後日指定都市市長会のホームページに集約して活動写真などを含めて掲載するとともに、各都市のホームページからもリンクを張るなど共同での情報発信を実施
- ・現在、デジタルサイネージ用広報データの作成に着手しており、重点取組期間において各市で活用予定

2

2 国や国会議員への働きかけ

- 指定都市を応援する国会議員の会との連携
 - ・「指定都市を応援する国会議員の会」役員勉強会において、11月頃に多様な大都市制度の実現に向けた取組についての意見交換等の実施に向けて調整中
- 地元選出国会議員に対する働きかけ
 - ・各市において、独自要望等の実施により要請活動を実施

※ 本日の市長会議において、「多様な大都市制度の早期実現に向けて」をテーマに総務大臣との意見交換を実施

3

【テーマ】

特別市がもたらす具体的なメリットや 圏域の発展、効果について

【1】 特別市実現による市民・近隣自治体等
への具体的な効果

【2】 特別市実現による圏域の発展

4

【1】 市民・近隣自治体等への具体的な効果事例の一覧

- ① 窓口一本化による行政サービスの利便性向上
- ② 交通安全対策・インフラ整備の効率化
- ③ 新たな感染症対策への迅速な対応
- ④ ^{がけち}崖地対策・治水対策の一体的実施による地域防災力の強化
- ⑤ 公共施設等の再配置による行政サービスの充実と圏域の活性化
- ⑥ 道府県の補完・支援範囲の集約化
- ⑦ 地方税の一元的な賦課徴収による権限と財源の統一
- ⑧ 拠点性の向上による持続可能なまちづくり

※ プロジェクト参加の各市に照会を行い、とりまとめを行ったものです。

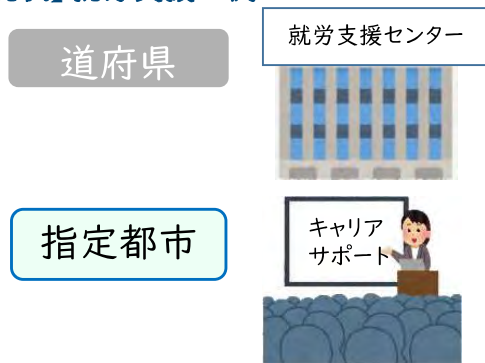
5

【1】 市民・近隣自治体等への具体的な効果事例①

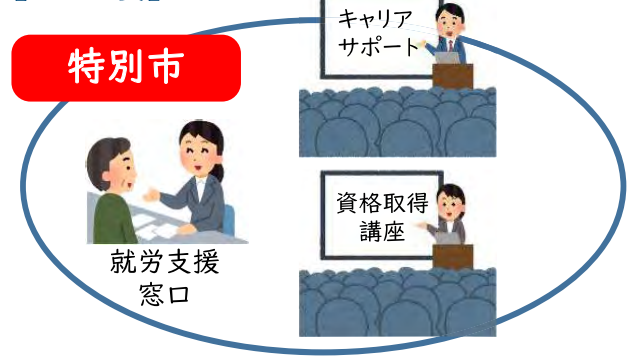
① 窓口一本化による行政サービスの利便性向上

概要	税、公営住宅、新型コロナウイルス感染症、就労支援など、さまざまな分野における市と道府県に分かれている事務を特別市が担うことにより窓口が一本化される。
市民等への効果	市民にとって窓口がシンプルで分かりやすくなるとともに、市民に身近な市（区役所等）の窓口ですべての相談や手続きが可能となる。また、事務が一本化されることで、手続きのDX化についても県の関与が無くなり進めやすくなる。
その他	事務処理特例制度など、現行制度下でも窓口の一本化は進んでいるが、特別市移行により事務が法定事務になることで、市民に分かりやすい制度となる。

【現状】就労支援の例



【めざす姿】



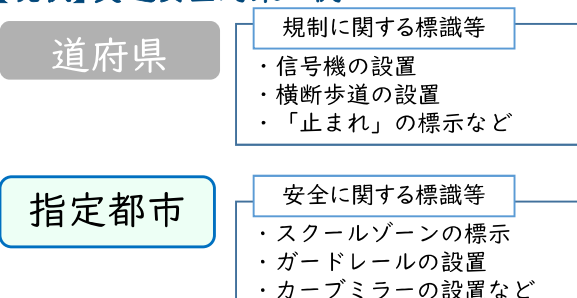
職業紹介だけでなく 関連するサービスを **一体的に提供**

【1】 市民・近隣自治体等への具体的な効果事例②

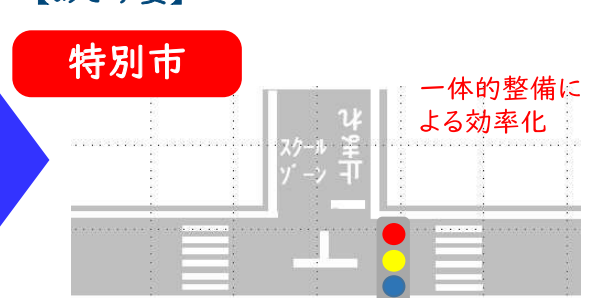
② 交通安全対策・インフラ整備の効率化

概要	現在、信号機の設置や横断歩道等の規制に関する標示は警察（道府県）が担っており、ガードレールの設置やスクールゾーンの標示等安全に関する標示は市が担っている。道路・交通関係の予算が特別市に一元化されることで、迅速かつ地域の実情に応じた交通安全対策や効率的な道路行政が可能となる。
市民等への効果	路面標示の補修などの交通安全対策について、住民のニーズに沿った迅速な対応が可能となり、これまで以上に市民の安全・安心の確保につながる。
近隣自治体への効果	道府県は特別市以外の補完・支援に注力できるようになるため、近隣自治体は道府県から手厚いサービスを受取り、効率的な行政運営による地域経済発展の効果を享受することができる。

【現状】交通安全対策の例



【めざす姿】



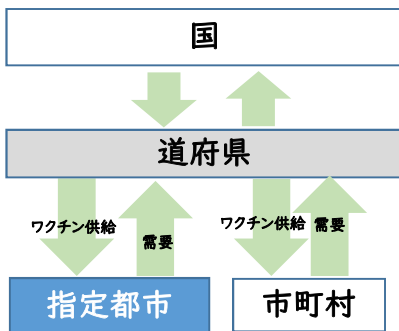
安全だけでなく 規制に関する業務も担い、**市民ニーズを踏まえた迅速かつ効果な対応**

【1】 市民・近隣自治体等への具体的な効果事例③

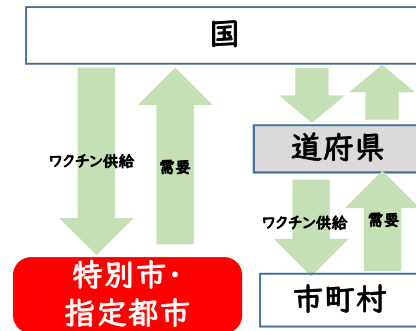
③ 新たな感染症対策への迅速な対応

概要	新たな感染症対策に関する医療体制の確保やワクチンの配布について、道府県を経由することなく国と直接調整を行うことができるようになるため、迅速な対応が可能となる。
市民への効果	市民に必要な医療体制の確保やワクチン配布を迅速に行うことが可能となり、これまで以上に市民の安全・安心の確保につながる。
近隣自治体への効果	道府県は特別市以外の補完・支援に注力できるようになるため、近隣自治体は道府県から手厚いサービスを受けることができる。

【現状】ワクチン供給の例



【めざす姿】



国との直接やりとりによる迅速な需要把握と接種の実現、医療体制の確保

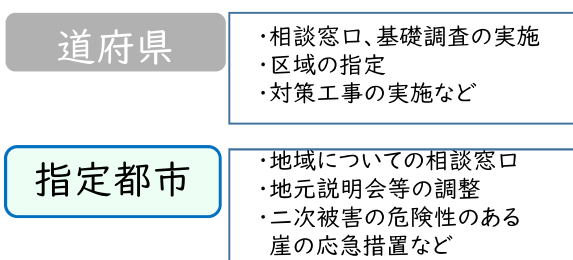
8

【1】 市民・近隣自治体等への具体的な効果事例④

④ 崖地対策・治水対策の一体的実施による地域防災力の強化

概要	現在、道府県が実施している急傾斜地崩壊危険区域の指定や砂防対策等の対策工事など、道府県と市に分かれている崖地対策や治水対策について、地域のことをよく把握している特別市（区役所等）が一体的に対策することで地域の防災力をより一層強化することができる。
市民への効果	一体的な対策を行うことで、対策要望箇所の迅速な指定及び工事の実施が期待でき、より地域に寄り添ったきめ細かい対策が可能となり、地域の防災力強化につながる。
近隣自治体への効果	道府県は特別市以外の補完・支援に注力できるようになるため、近隣自治体は道府県から手厚いサービスを受けることができる。
その他	治山に関する専門的技術の確保や執行体制の整備、災害関連法や森林法等における治山治水に関する事務・権限の一体性を確保する観点が必要となる。

【現状】急傾斜地崩壊対策危険区域の指定の例



【めざす姿】



相談・調査・対策の一体的な実施による市民の安全確保や地域防災力の強化

9

【1】 市民・近隣自治体等への具体的な効果事例⑤

⑤ 公共施設等の再配置による行政サービスの充実と圏域の活性化

概要	指定都市市域内にある道府県所有施設及び機能等が特別市市域外に移転するなど近隣自治体に補填されることで、利便性の向上や更なる投資効果が見込まれる。県立と市立の図書館や体育館などについて、施設の役割分担のあり方等の整理を行い、サービス充実に向けた配置の見直しや運営の効率化を行う。
市民	市と道府県で重複している類似施設等が整理・一元化され、手続きの簡素化や行政の運営経費の節約につながることで、より効率的な行政サービスを提供できる。
近隣自治体	指定都市市域内にあるよりも、より身近なところで県有施設を利用できる。また、県有施設の再配置による投資効果等で近隣自治体の地域の活性化につながる。圏域での活用も想定して公共施設のあり方を整理することで、近隣自治体への波及効果がある。

【公共施設の再配置の例】



公共施設等の整理・管理の一元化により、効果的な行政サービスの提供が可能に

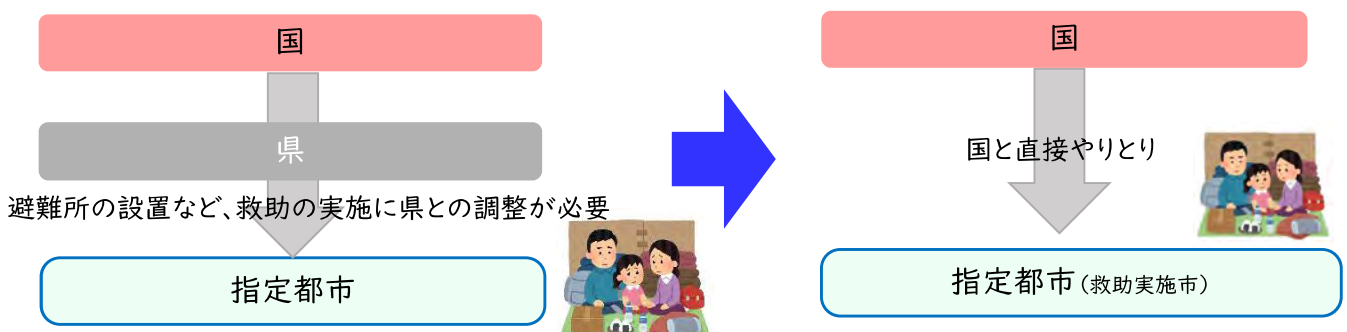
10

【1】 市民・近隣自治体等への具体的な効果事例⑥

⑥ 道府県の補完・支援範囲の集約化

概要	特別市により大都市が自立した大都市経営を行うことで、道府県が特別市以外の市町村(圏域)の補完・支援に一層注力できる。
近隣自治体への効果	例えば、災害救助において特別市が救助実施市となり自らの事務として被災者の救助を行うことで、県は救助実施市以外の市町村における救助に注力することができるようになるなど、役割分担が明確になり、県の資源を必要な地域に集約化することができる。

【大規模災害時の課題解決例】(平成31年4月から)



円滑かつ迅速に避難所運営や仮設住宅の供与が可能に
指定都市だけでなく圏域全体の災害対応の底上げにつながる

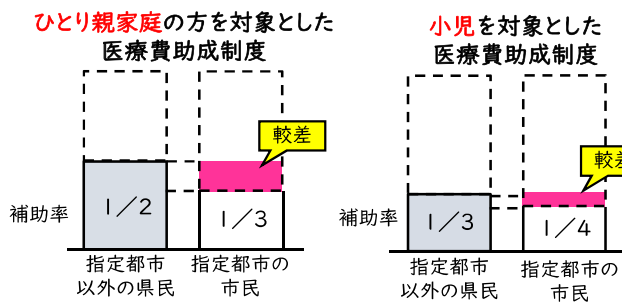
11

【1】 市民・近隣自治体等への具体的な効果事例⑦

⑦ 地方税の一元的な賦課徴収による権限と財源の統一

概要	特別市が地方税を一元的に賦課徴収することができるようになり、受益と負担の関係に発生しているねじれを解消するとともに、補助格差が是正される。また、給付金事業においても、賦課徴収と給付を市が一体で行うことができるようになるため、迅速化が図られる。
市民等への効果	市民のニーズに沿ったきめ細かな施策等を一元的・一体的に展開できるとともに、道府県民税等が市の税金となり、市域内の施策や事務事業の経費に充てることができるため、一層の行政サービスの向上が見込まれる。

【現状】 神奈川県内の補助較差の例



【めざす姿】

- 特別市が地方税を一元的に賦課徴収
- 受益と負担の関係に発生しているねじれを解消

地方税を一元的に賦課徴収することにより、一層の行政サービスが向上

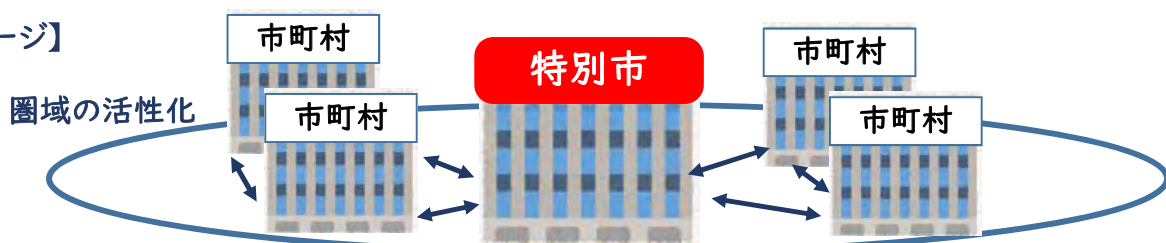
12

【1】 市民・近隣自治体等への具体的な効果事例⑧

⑧ 拠点性の向上による持続可能なまちづくり

概要	特別市が、連携の核として、住民の生活圏域や地域課題に応じて、地域の創意工夫による多様な手法で、地域課題を解決することや、地域の潜在力を最大限引き出すことが可能となる。圏域の市町村がそれぞれの個性と特性に磨きをかけ、魅力を高め、ひとつとなって大きな力となり、地方の交流拠点が形成される。
市民等への効果	特別市を中心として、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持することにより、持続可能なまちづくりを推進することができ、住民の利便性向上
近隣自治体への効果	①圏域全体の経済発展、②日常生活サービス機能の維持、向上、③他圏域からの移住、定住の促進、④圏域全体の環境の維持、保全など持続的可能なまちづくりを推進することができる。住民の生活圏域や地域課題に応じて、地域の創意工夫による多様な手法で、地域課題を解決することや、地域の潜在力を最大限引き出すことが可能となる。

【イメージ】



特別市が連携の核となり、持続可能なまちづくりが可能になる

13

【2】 特別市実現による圏域の発展①

【圏域全体の生活利便性等を向上】

- 現場力を有する特別市がその経験を活かし**広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施することで圏域・地域全体を発展・活性化**
- 特別市と近隣市町村との**公共施設の共同整備・利用など近隣市町村の住民サービスを向上**
- 既に一部の指定都市で行われている連携事例について、特別市への移行により、**地域の実情に応じた取組の更なる拡充**が期待でき、**圏域の市町村がそれぞれの個性と魅力に磨きをかけ、魅力を高め、地域の交流拠点を形成**

近隣自治体との連携による持続可能な強い圏域づくり

【指定都市で行われている近隣自治体との連携事例】

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ・図書館や保育・文化・観光施設の相互利用 | ・共通電子申請サービスの利用 |
| ・公共交通ネットワークの確保 | ・オープンデータポータルサイトの共同運用 |
| ・気候変動対策や温暖化対策の共同実施 | ・市民、職員向け研修の共同実施(ノウハウの共有) |
| ・ごみ処理広域化施設の整備 | ・圏域内での職員の派遣 |
| ・広域連携による火葬場の建設及び運営 | ・連携中枢都市圏の取組 など |
| ・地域課題解決に向けた共同研究や講座の実施 | |

14

【2】 特別市実現による圏域の発展②

【圏域全体の経済成長を牽引】

- 特別市への移行により、我が国全体の成長を牽引する大都市が複数存在し、**個性と魅力を競い合う経済圏を形成**
- 二重行政の完全な解消により、大都市が権限・財源をもって自立することで、**各地域の強みや実情に合わせた政策展開**により、**地域の経済圏域が発展**
- 特別市が、十分な活力を備えることで、本来果たすべき役割・能力を発揮し、**諸外国の大都市とグローバルな競争と共存関係を築くことが可能**
- 企業集積やインフラが集中する特別市が、圏域のサプライチェーンの要となり、**周辺地域も含めた圏域に経済効果**をもたらす

多極分散型社会の実現により、我が国全体の発展に貢献

【指定都市で行われている圏域全体の経済牽引の事例】

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ・観光振興等の共同プロモーション | ・DXプラットフォームの構築 |
| ・新製品・技術開発等の共同支援 | ・食の販路拡大・プロモーション |
| ・産業見本市等のマッチングイベントの共同実施 | ・新規創業者の共同支援 |
| ・移住交流イベントの共同実施や情報発信 | ・圏域内周遊に向けた歴史・文化資源発信 |
| ・合同企業説明会の開催 | ・圏域内共通ポイント制度の運用 |
| | ・連携中枢都市圏の取組 など |

15

【2】 特別市実現による圏域の発展③

【拠点性を向上し、圏域全体のまちづくりを牽引】

- 特別市への移行により、**地方税が特別市に一本化**されることで、**積極的な行政投資（再開発・道路整備など）に繋げ、市民等が経済的効果を実感することが可能**
- 企業誘致や地域開発などの**民間投資も誘導し、**税金増加を新たな行政投資に繋げる成長の好循環****により、**経済が活性化し圏域の経済が発展（持続的に経済政策が可能）**
- **国と直接やりとりが可能**となることで、**国の支援策等も積極的に活用し、**拠点性を向上させ、周辺地域への波及効果を創出****

地方税の一本化による新たな投資の促進、経済の好循環

【指定都市で行われている拠点性向上の事例】

- ・圏域の玄関口として乗り換え駅の利便性向上
- ・駅前広場等の整備により圏域内外へのアクセス拠点機能強化
- ・空港施設の機能強化、新幹線口に相応しい都市機能の集積と土地の高度利用
- ・高度な医療サービスの提供
- ・連携中枢都市圏の取組 など

